

ばあとなあ会員の皆さま

令和3年5月13日

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会
佐賀県成年後見センターばあとなあ
センター長 大垣内 勇

死後事務を含む報酬加算申請提出時の一部変更について〈お知らせ〉

日ごろより本会の成年後見活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、成年後見等活動においては、死後対応の報酬付与申立てを行った後、相続人調査や引継ぎ等が複雑化している案件が複数件発生しており、ばあとなあ委員会では、このような案件の難易度を適切に評価するためには、終了報告書時までの活動内容を加算申請書に記載提出いただくことが必要であるという結論に至りました。

つきましては、成年後見等活動による報酬加算の申請のうち、死後事務を加算の対象として申請する場合は、① 従来報酬申立時の提出、もしくは、② 終了報告書提出時のいずれかで提出いただくことになりましたので、お知らせします。

なお、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡くださいませ。

《 成年後見活動 加算の受取フロー図 》

死後対応が発生した場合の加算申請【改定】

